

地域産業保健センター 『地さんぽ』のご案内

松山地域産業保健センター
コーディネーター 武田 紹子

資料に右のリーフレットが入っています。
お手元にご用意ください。

独立行政法人 労働者健康安全機構
愛媛産業保健総合支援センター ~ 産業保健活動に携わる皆様を応援します ~

文字サイズ:

サイトマップ プライバシーポリシー

愛媛産業保健総合支援センター

お知らせ

第23回 産業保健セミナー
講師: 谷口 祥子
臨床心理士

第24回 産業保健セミナー
講師: 愛媛障害者職業センター
障害者職業カウンセラー

メンタル不調者に対する職場復帰支援について

開催日時: 8月22日 木曜日 午後1時30分
会場: 新居浜テレコムプラザ 講師: 愛媛障害者職業センター 障害者職業カウンセラー

セミナー概要

うつ病等で休職中の方の職場復帰に向けた支援について、愛媛障害者職業センターが実施する職場復帰(リワーク)支援の概要や支援事例を中心に説明します。
【第5回・39回セミナーと内容は同じです】

[> 詳細はこちら](#)

ホーム 産業保健総合支援センターについて 相談員について 交通アクセス お問い合わせ

産業保健総合支援センター

- 事業内容
- 概要について
- セミナーのご案内
- 相談員について
- コラム・トピックス
- 交通アクセス

地域産業保健センター

- 事業内容
- 各センターとコーディネーター
- お知らせ
- コラム・トピックス

新着情報

[> 新着情報一覧](#)

お知らせ 2024年8月15日
> 「えひめ衛生管理者交流会」第18回総会・第29回研究会 開催のご案内

お知らせ 2024年8月15日
> えひめ衛生管理者交流会研究会で発表いただいた事業場が労働時間延長より表彰されました

セミナーのお知らせ 2024年7月4日
> 令和7年2月18日(火)の第48回産業保健セミナー中止のお知らせ

セミナーのお知らせ 2024年7月4日
> 8月2日(金)の第21回産業保健セミナー中止のお知らせ

セミナーのお知らせ 2024年5月22日
> 第20回産業保健セミナー 申込受付終了のご案内

お知らせ 2024年3月4日

地産保ご利用案内リーフレットはこちら (PDFファイル)

- 健康相談・面接指導利用申込書 (PDF)
- 健康相談・面接指導利用申込書 (Excel)
- 医師による面接指導申出書
- 労働時間等に関するチェックリスト
- ストレスチェック実施状況報告書

治療と仕事の両立支援

地域産業保健センター

「地さんぽ」のご案内

地さんぽでは、労働者数**50人未満**の小規模事業場を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などを**無料**で実施しています。

健康診断の結果についての
医師からの
意見聴取

長時間労働者や
高ストレス者に対する
面接指導

労働者の「からだ」と「こころ」の
健康管理に関わる
相談

労働衛生工学等の
専門家による
事業場訪問指導

独立行政法人 労働者健康安全機構
愛媛産業保健総合支援センター内

地域産業保健センター

(松山・四国中央・新居浜・今治・八幡浜・宇和島)

お申込みの流れ・ご利用内容

地さんぽは
無料で
ご利用
できます

地さんぽのご利用には事前のお申し込みが必要です。
ご利用になれるのは、労働者数50人未満の小規模事業場です。
小規模事業場であっても、軌道産産区にある事業場は対象外となります。また、企業全体の規模が50人未満の小規模事業場を優先的に実施させていただきますのでご了承ください。
ご利用回数には制限があります。詳細はお問い合わせください。



健康診断の結果についての医師からの意見聴取

(労働安全衛生法第66条の4)

健康診断の結果、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するための必要な措置について、事業者が医師から意見を聴くことができます。

※労働者本人ではなく、事業者(会社の労働管理担当者等)に対して実施します。

長時間労働者や高ストレス者に対する医師の面接指導

(労働安全衛生法第66条の8、第66条の10)

時間外・休日労働時間が長時間におよぶ労働者に対して、疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を実施します。またストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、心理的な負担の状況の確認などの面接指導を実施します。

労働者の「からだ」と「こころ」の健康管理に関わる相談

医師や保健師が、健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見がある労働者やその事業者に対して保健指導を行います。またメンタルヘルス不調者への対応について、専門の医師が事業者からの相談に応じます。

労働衛生工学等の専門家による事業場訪問指導

医師や労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等の現状を踏まえ、労働衛生管理について助言を行います。また、必要に応じて作業場の視察を行い、改善が必要な場合には助言を行います。

「地さんぽ」事業の中で最も多くご利用いただいているのが、『健康診断の結果についての医師からの意見聴取』です

監督署から指導を受けて「地さんぽ」に連絡するよう言われました

これって、毎年しないといけないんですか？

労働者をセンターに行かせるんですか？



労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名 ^④	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名 ^④	○○ ○○

● 健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(1) 健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

(2) 二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

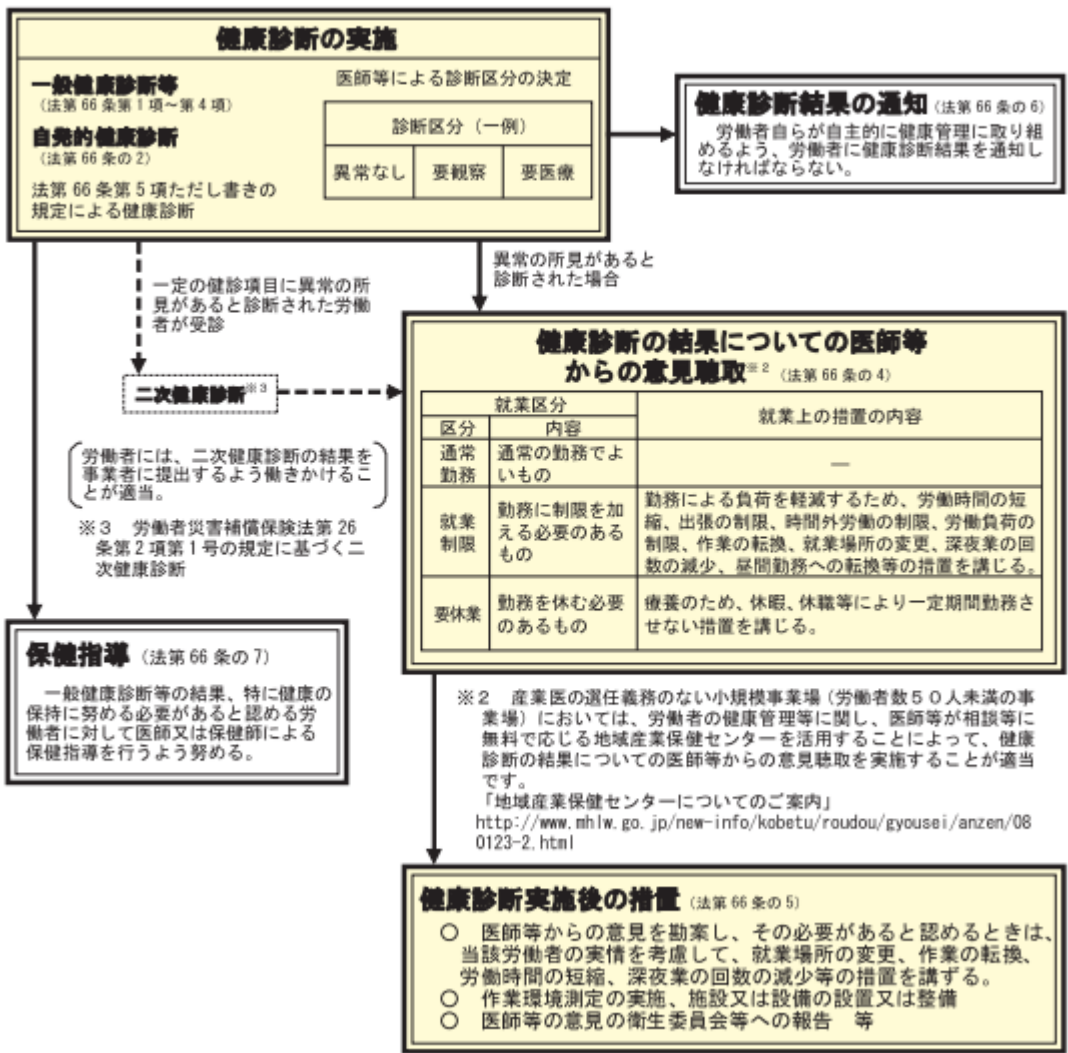
事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。

イ 意見を聴く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である。

● 健康診断の実施とその後の手順等



※2 産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）においては、労働者の健康管理等に関し、医師等が相談等に無料で応じる地域産業保健センターを活用することによって、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を実施することが適当です。

「地域産業保健センターについてのご案内」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080123-2.html>

小規模事業場の場合、
『地さんぽ』をご利用いただけます！